



# 金 沢 市 公 報

第 2 6 8 6 号 の 2

平成23年(2011年)3月22日

〒920 8577  
金沢市広坂1丁目1番1号  
発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県 に住所又は居所がある者に係る市税の申告期 限等の延長について	(税 務 課) 1

公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について	
	(農業総務課) 1

## 告 示

### ●金沢市告示第56号

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)第11条の2第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は同条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、住所又は居所(納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。))が次の表に掲げる地域にある者に係る期限で、平成23年3月11日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

平成23年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

指 定 地 域
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県

## 公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成23年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
平成23年3月22日から同年4月21日まで

- (2) 場所  
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

### 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

- (1) 申出先  
金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成23年4月22日から起算して15日以内

(郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。)

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成23年3月22日から同年4月21日まで

(郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。)